

# 自然科学研究機構基礎生物学研究所バイオリソース提供実施規則

平成23年2月23日  
基研規則第8号

## (目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構バイオリソース提供実施規程（平成22年自機規程第83号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、自然科学研究機構基礎生物学研究所（以下「研究所」という。）のバイオリソースを提供する際に必要となる手続きについて定めることを目的とする。

## (バイオリソースの提供)

第2条 バイオリソースの提供を申請することのできる者は、学術研究等に供することを目的とした次の各号に掲げる研究者とする。

- 一 国内外の大学その他の研究機関等に所属する研究者
- 二 その他、研究所長が適当と認めた研究者

2 研究所で提供するバイオリソースは、規程第2条に定めるバイオリソースのうち、次の各号に掲げるものとする。

- 一 アサガオ
- 二 メダカ
- 三 ゼブラフィッシュ

## (申請)

第3条 提供を希望する利用者（以下「申請者」という。）は、所定のバイオリソース提供申請書により研究所長に申請するものとする。

## (承認)

第4条 研究所長は、前条による申請があったときは、当該利用目的等が適当であると認めた申請者に限り、承認するものとする。

## (契約の締結)

第5条 前条の承認を受けた申請者は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構成果有体物取扱規程（平成16年自機規程第23号）第6条第2項の規定に基づき、成果有体物に関する契約を締結するものとする。

## (規程等の遵守)

第6条 第4条の規定により承認を受けた申請者は、関係法令及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構が定めた規程等を遵守しなければならない。

## (その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、提供に関し必要な事項は研究所長が定めるものとする。

## 附 則

この規則は、平成23年2月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。